第9期

北斗市高齢者保健福祉計画· 介護保険事業計画

【令和6年度~令和8年度】 (2024年度~2026年度)



令和6年3月 北 斗 市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨と背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 日常生活圏域の設定	4
5 計画策定の体制	5
第2章 北斗市高齢者の現状等	6
1 高齢者人口などの推移	7
2 高齢者世帯数などの推移	8
3 日常生活圏域別人口の推移	9
4 要支援・要介護認定者数の推移	10
5 アンケート調査にみる現状	11
第3章 今後の高齢者の状況	26
1 高齢者の人口推計	27
2 被保険者数の推計	28
3 要支援・要介護認定者数の推計	29
第4章 計画の基本テーマ・基本目標	
1 基本テーマ	
2 基本目標	
3 施策の体系	33
第5章 施策の展開	
基本目標1 健康に暮らせるまち	
1 健康づくりと生活習慣病対策の推進	
2 介護予防と生活支援の総合的な推進	
3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	
基本目標2 安心して暮らせるまち	
1 介護保険サービスの円滑な運営	
2 福祉サービスの充実	45
3 在宅医療・介護連携の推進	50
4 権利擁護の推進	52
5 災害・感染症対策に係る体制の整備	53
基本目標3 ぬくもりのあるまち	54

1	地域包括ケア体制の充実	.54
2	認知症施策の推進	.57
3	地域支え合いの推進	.60

第1章 計画の概要

計画策定の趣旨と背景

我が国の総人口は、長期の減少過程に入っており、令和 13 年 (2031 年) に人口 1 億 2,000 万人を下回った後も減少を続け、令和 38 年 (2056 年) には 1 億人を割って 9,965 万人となり、令和 52 年 (2070 年) には 8,700 万人になると推計されています。

総人口が減少する中でも 65 歳以上人口が増加することにより高齢化率は上昇を続け、その数は 令和 19 年 (2037 年) に 33.3%となり、国民の3人に1人が 65 歳以上になると見込まれていま す。令和 25 年 (2043 年) 以降は 65 歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和 52 年 (2070 年) には国民の 2.6 人に1人が 65 歳以上となる社会が到来すると推計されています。

平成 12 年(2000 年)に創設された高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みである介護保険制度は、創設から 20 年以上が経過し、近年では介護サービスの需要増加に伴う介護サービス費の増加や介護従事者の人材不足等、様々な課題に直面しています。代表的なものとしましては、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる令和 7年(2025 年)における地域包括ケアシステムの構築、さらには団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年(2040 年)を見据えた地域共生社会の形成が喫緊の課題とされています。

本市においても、総人口が減少している一方で、総人口に占める 65 歳以上の高齢者は、令和 22 年 (2040 年) には4割を超える勢いで増加すると予想されています。高齢者人口が増加する中にあっても社会制度を持続していくためには、限りある社会の資源を有効に活用し、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進させていくことが必要です。

本市では、「第8期北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「前計画」という。)において、基本テーマ「高齢者になっても住み慣れた地域のなかで、健康で安心して生きがいを持って暮らせる地域社会の実現」を定めて、様々な取組を進めてきました。前計画の計画期間が終了することに伴い、各種施策の見直しを行って、今後の高齢者福祉・介護施策の方向性を明らかにし、事業を円滑に実施していくための指針として、新たに令和6年度(2024年度)から同8年度(2026年度)の3年間を期間とする「第9期北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体として策定し、高齢者に関する基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込むものです。

「老人福祉計画」

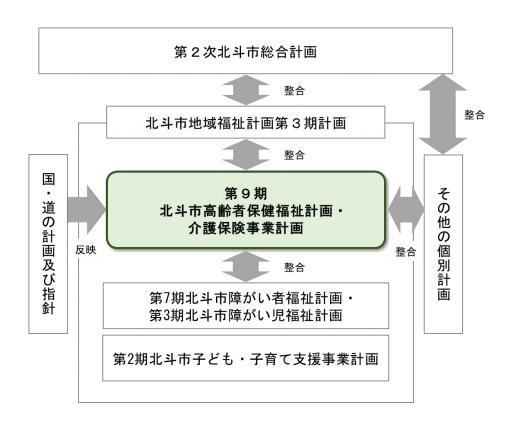
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における高齢者を対象とする支援事業や施策全般の方向性を定める計画です。

「介護保険事業計画」

介護保険サービス及び地域支援事業の種類ごとの量や費用額の見込み、保険料の算定等に係 る内容になっていて、介護保険事業運営の基礎となる計画です。

(2)他の計画との関係

本計画は、北斗市まちづくりの基本構想及びこれに基づく基本計画を定めた「第2次北斗市総合計画」の高齢者福祉分野の個別計画、高齢者全般に係る施策を総合的に展開し、「誰もが幸せで輝くまちづくり」を目指すとともに、高齢者保健福祉に関連する国・道並びに各所管で定める障がい者福祉計画などの関連計画と調和させ、整合性を図りながら取り組んでいくこととします。



計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)の3年間とします。団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を含むものであり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えた中長期的な視点を持つ計画です。

なお、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。

年度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	令和 13	令和 14		令和 21	令和 22	令和 23
一	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032		2039	2040	2041
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	前計画			本計画 (第9期計画)			第章	10 期言	十画	第章	1 期言	十画		 		

4

3

日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、高齢者の生活を 24 時間体制で支えていくためには、市内をいくつかの圏域に分け、より地域に密着した施策の展開を図っていくことが必要です。

介護保険制度の中では、地域密着型サービスの基盤整備や地域包括支援センターにおける活動を、日常生活圏域を単位として実施していくこととしており、本市においても、高齢者に対する介護・福祉・保健サービスの展開にあたっては、日常生活圏域を単位として施策の展開を図ることとしています。

日常生活圏域の設定については、住民の生活行動範囲を意識した、細かな設定を理想としますが、これまでの住民の生活形態、地域づくり活動や歴史的背景等などを踏まえ、また、住民にとって馴染みのある、分かりやすいものとするため、北斗市では、旧行政町を単位とした圏域を設定し、「上磯地区(旧上磯町全地域)」及び「大野地区(旧大野町全地域)」をそれぞれ1圏域として設定しています。



計画策定の体制

(1) 策定委員会の設置

5

北斗市高齢者保健福祉介護計画策定委員会条例(平成18年2月1日施行)に基づき、保健・医療関係、地域福祉関係、介護保険事業関係の各分野の代表者、学識経験者などによる委員10人で構成する「北斗市高齢者保健福祉介護計画策定委員会」を設置し、各分野の委員より専門的な立場からのご意見を頂きながら、計画内容に関する様々な事項について協議を行ってきました。

(2) アンケート調査の実施

今回見直す計画の課題やニーズを把握するため、高齢者を対象とした「介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」及び介護サービス事業所を対象とした「在宅生活改善調査」「居所変更実態調査」「介護人材実態調査」を実施しました。

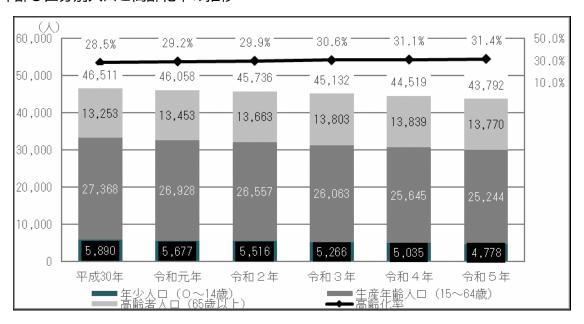
第2章 北斗市高齢者の現状等

高齢者人口などの推移

北斗市の総人口は、平成30年(2018年)の46,511人から令和5年(2023年)には43,792人 と減少傾向となっていますが、高齢化率(総人口に占める65歳以上の高齢者の割合)は増加を続け ており、令和5年現在には31.4%となっています。

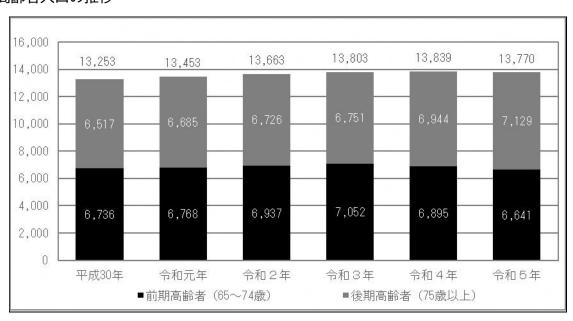
また、高齢者人口の内訳をみると、後期高齢者(75歳以上)は年々増加しており、令和5年には7,129人となっています。

●年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料:住民基本台帳(各年9月末時点)

●高齢者人口の推移



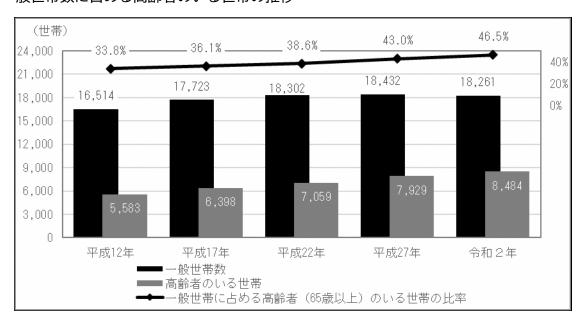
資料:住民基本台帳(各年9月末時点)

高齢者世帯数などの推移

北斗市では、高齢者のいる世帯数は増加傾向にあり、令和2年(2020 年)では、8,484 世帯に 高齢者がいる状況です。

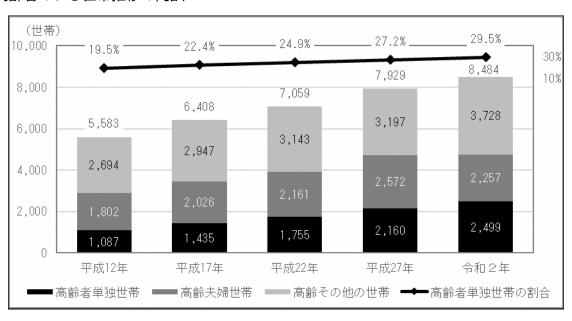
高齢者のいる世帯の中で高齢者単独世帯数は増加傾向にあり、高齢者のいる世帯に占める割合 も増加傾向です。令和5年(2023年)では高齢者単独世帯は2,499世帯まで増加しています。

●一般世帯数に占める高齢者のいる世帯の推移



資料:国勢調査

●高齢者のいる世帯推移の内訳



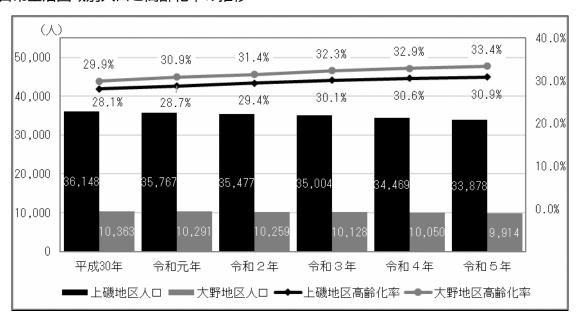
資料:国勢調査

日常生活圏域別人口の推移

令和5年(2023年)の日常生活圏域別の人口は、上磯地区が33,878人、大野地区が9,914人となっていて、いずれも減少傾向です。両地区の高齢化率に大きな差異はありませんが、両地区ともに高齢化は進んでいます。

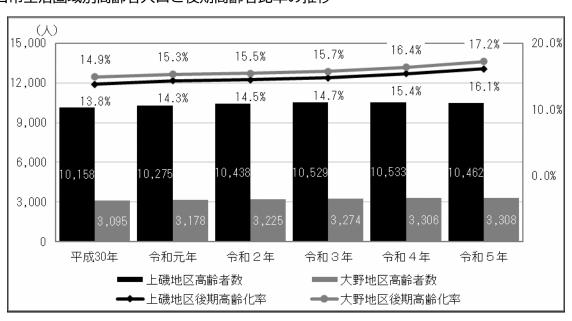
また、後期高齢者比率(総人口に占める後期高齢者の割合)をみても、両地区ともに増加傾向です。

●日常生活圏域別人口と高齢化率の推移



資料:住民基本台帳(各年9月末時点)

●日常生活圏域別高齢者人口と後期高齢者比率の推移



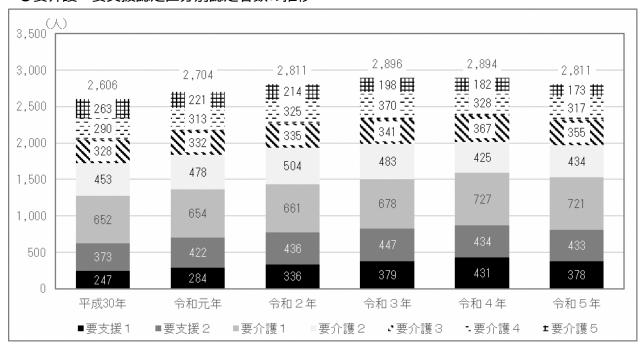
資料:住民基本台帳(各年9月末時点)

要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、令和3年(2021年)をピークに減少傾向にあり、令和5年(2023年)は2,811人です。

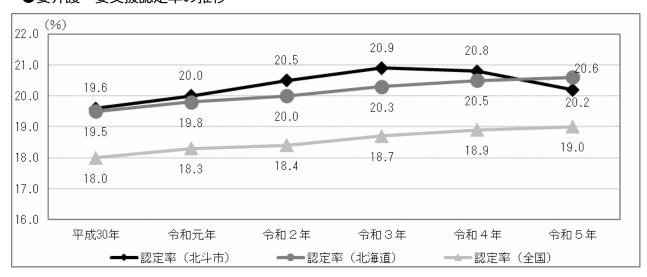
全国、北海道と比較すると、令和4年(2022年)までは全国と北海道よりも高く、令和5年は北海道よりも低く、国よりも高くなっています。

●要介護・要支援認定区分別認定者数の推移



資料:地域包括ケア「見える化システム」

●要介護・要支援認定率の推移



資料:地域包括ケア「見える化システム」

アンケート調査にみる現状

(1)調査概要

① 調査の目的

本計画の策定に当たり、65歳以上の住民や介護をしている家族、介護サービス事業者等を対象にアンケート調査を行い、市内の高齢者を取り巻く実態把握を行いました。

② 各調査の趣旨・対象

本計画の策定に当たり、65歳以上の住民や介護をしている家族、介護サービス事業者等を対象にアンケート調査を行い、市内の高齢者を取り巻く実態把握を行いました。

区分	調査対象	調査の実施時期	調査票 配布数	有効回答数 【率】
介護予防・日常生 活圏域ニーズ調査	市内在住の 65 歳以上の高齢者 (要介護 1~5の認定を受けてい る人を除く)	令和5年8月~ 9月	1,200件	790 件 【65.8%】
在宅介護実態調査	市内在住の要支援又は要介護認定 者のうち、在宅で生活している人	同上	880 件	500 件 【56.8%】
介護人材実態調査	市内の事業所、施設・居住系サー ビスの管理者の人	同上	66 件	35件 【53.0%】
居所変更実態調査	市内の施設・居住系サービスの管 理者の人	同上	31 件	18 件 【58.1%】
在宅生活改善調査	北斗市を担当する居宅介護支援事 業所のケアマネジャー	同上	20 件	11 件 【55. 0%】

③ 調査方法

- ・郵送による配布・回収:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査
- ・インターネットメールにて送付・回収:介護人材実態調査、居所変更実態調査及び在宅生 活改善調査

調査結果の表記及び注意点について

- ●回答は、各質問の者数(計)を基とした百分率(%)で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が 100.0 %にならない場合があります。
- ●複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- ●回答があっても、小数点第2位を四捨五入し 0.1%に満たない場合は、表・グラフには「0.0」と表記しています。

(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 介護・介助が必要になった主な原因

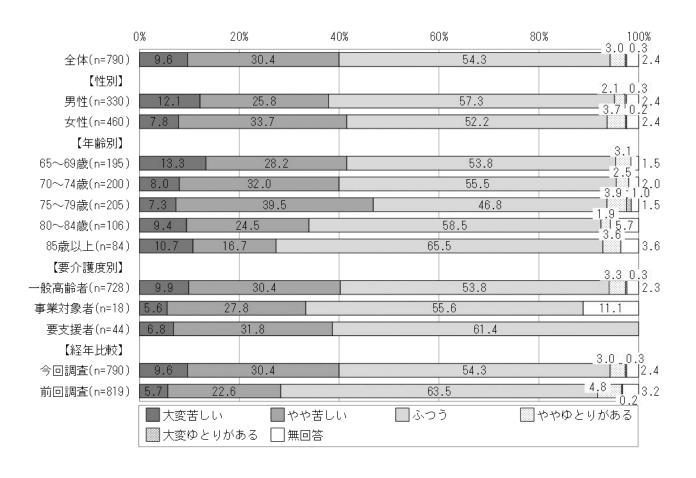
全体では、「糖尿病」と「骨折・転倒」、「高齢による衰弱」が、それぞれ 13.9%と最も高くなっています。

(%)	糖尿病	骨折・転倒	高齢による衰弱	脊椎損傷	脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	心臓病	呼吸器の病気(肺気腫・肺炎等)	関節の病気(リウマチ等)	認知症(アルツハイマー病等)	がん(悪性新生物)	視覚・聴覚障害	パーキンソン病	腎疾患(透析)	その他	不明	無回答
全体(n=36)	1399	1309	1309	1101	5.06	5 <u>.</u> 6	5.6	5.6	5 .º6	2.º8	2.8	0.0	0.0	1101	2.8	19,4
【性別】																
男性(n=10)	1000	0.0	1000	10000	10000	10000	10000	0. 0	0.0	0.0	0. 0	0.0	0.0	1000	0. 0	30.0
女性 (n=26)	1504	1902	15)4	1105	3.98	3.8	3.8	7.97	7,97	3.08	3.8	0.0	0.0	1105	3.8	15) 4
【年齢別】																
65~69歳 (n=1)	0.0	100. 0	0.0	0. 0	0.0	0.0	0. 0	0. 0	0.0	0.0	0. 0	0.0	0.0	0. 0	0. 0	0.0
70~74歳 (n=5)	40.0	0.0	0.0	2000	0.0	2000	0.0	0. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0
75~79歳 (n=9)	1101	1101	0.0	33. 3	1101	0.0	22.2	1101	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2
80~84歳 (n=10)	1000	1000	2000	0. 0	0.0	1000	0. 0	0. 0	0.0	0.0	1000	0.0	0.0	30.0	1000	20.0
85歳以上 (n=11)	9⊚1	18) 2	27.3	0. 0	9,01	0.0	0. 0	9₽ 1	18) 2	9,01	0. 0	0.0	0.0	0. 0	0. 0	18.2
【要介護度別】																
一般高齢者 (n=20)	1000	150	150	5.0	5.0	1000	5.0	0. 0	1000	0.0	0. 0	0.0	0.0	1000	0. 0	25.0
事業対象者 (n=1)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
要支援者 (n=15)	2000	6 ₽7	13)3	2000	6 ,∞7	0.0	6 ₽7	13)3	0.0	6.7	6 , 7	0.0	0.0	13)3	6 , 7	13)3

② 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じているか

全体では、「ふつう」が 54.3%と最も高く、「やや苦しい」が 30.4%、「大変苦しい」が 9.6% と続いています。「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた『苦しい』は 40.0%となっています。

前回調査 (令和 2 年 (2020 年) に実施) では『苦しい』が 28.3%であり、今回調査では『苦しい』が 11.7 ポイント上昇しています。

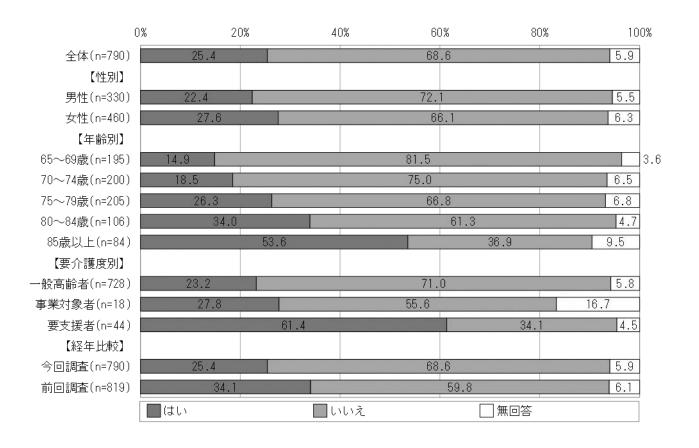


③ 外出を控えているか

全体では、「はい」が25.4%、「いいえ」が68.6%となっています。

年齢別では、年齢が上がるほど「はい」の割合が高くなる傾向にあります。

前回調査(令和2年(2020年)に実施)では「はい」が34.1%であり、今回調査では「はい」が8.7ポイント減少しています。



④ 家族や友人・知人以外の相談相手

全体では、「医師・歯科医師・看護師」が20.6%と最も高く、「地域包括支援センター・市役所」が14.9%、「社会福祉協議会・民生委員」が14.3%と続いています。

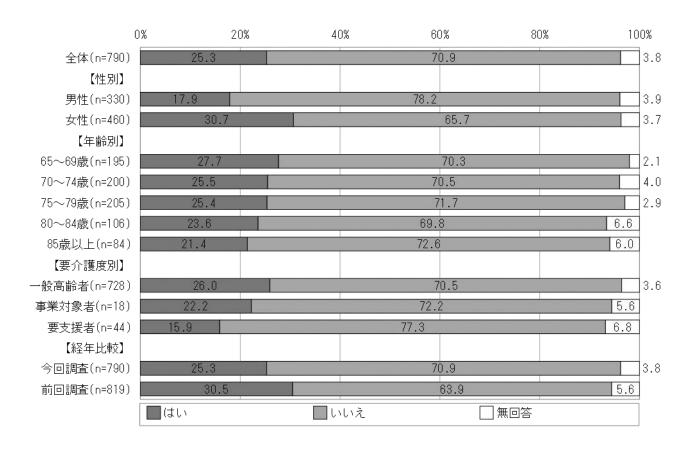
年齢別では、年齢が下がるほど「そのような人はいない」の割合が高くなる傾向にあります。

(%)	医師・歯科医師・看護師	地域包括支援センター・市役所	社会福祉協議会・民生委員	自治会・町内会・老人クラブ	ケアマネジャー	その他	そのような人はいない	無回答
全体 (n=790)	20.6	14.9	14.3	9.2	9.0	8.0	38. 9	8.1
【性別】								
男性 (n=330)	18.5	15.5	11.2	11.5	7.0	8.5	42. 7	6.1
女性 (n=460)	22. 2	14.6	16.5	7.6	10.4	7.6	36. 1	9. 6
【年齡別】								
65~69歳 (n=195)	17.4	14.4	8.2	406	7.7	10.3	50. 3	3,06
70~74歳 (n=200)	20.5	15.0	13.0	10.5	6.0	9.0	38. 5	6.0
75~79歳 (n=205)	25. 4	12.7	18.0	9.3	8.8	5.4	34. 6	10.7
80~84歳 (n=106)	17.0	16.0	17.9	12.3	13. 2	4,07	32. 1	12.3
85歳以上 (n=84)	21.4	20.2	17.9	13.1	14.3	10.7	32. 1	11.9
【要介護度別】								
一般高齢者(n=728)	20.6	14.7	13.7	9.3	6.0	7.8	40. 2	8. 4
事業対象者 (n=18)	101	101	33.3	16. 7	22. 2	101	16. 7	5. 6
要支援者 (n=44)	25. 0	20.5	15.9	4.5	52. 3	9.1	25. 0	405

⑤ 認知症に関する相談窓口を知っているか

全体では、「はい」が25.3%、「いいえ」が70.9%となっています。

性別では「はい」は、女性(30.7%)が男性(17.9%)を12.8ポイント上回っています。 要介護度別では、要介護度が上がるにつれ、「いいえ」の割合が高くなる傾向にあります。 前回調査(令和2年(2020年)に実施)では「はい」が30.5%であり、今回調査では「はい」が5.2ポイント減少しました。



⑥ 高齢者が身近な地域や自宅で生活を続けていくために、特に必要な支援・サービス全体では、「配食(食事の提供)」が50.1%と最も高く、「見守り、声かけ」が44.4%、「外出同行(通院、買い物など)」が43.3%と続いています。

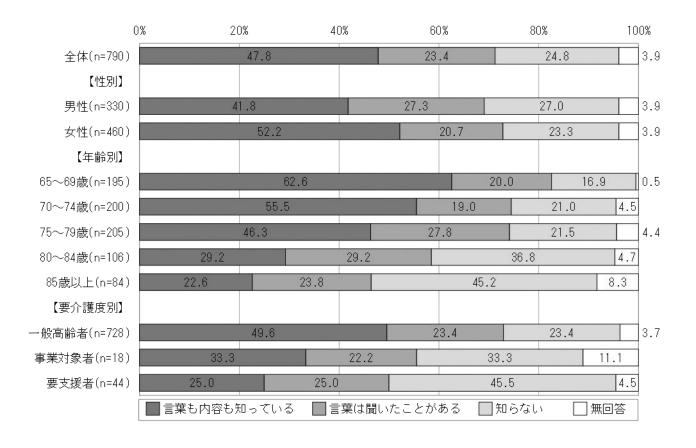
性別では「外出同行(通院、買い物など)」は、女性(47.8%)が男性(37.0%)を10.8 ポイント上回っています。

(%)	配食(食事の提供)	見守り、声かけ	外出同行(通院、買い物など)	移送サービス(介護・福祉タクシー等)	買い物(宅配は含まない)	掃除・洗濯	調理	ごみ出し	サロンなどの定期的な通いの場	その他	特になし	無回答
全体(n=790)	50.1	44.4	43.3	42.7	38.9	38.0	18.6	18.0	10.8	2•8	8.6	3•9
【性別】												
男性(n=330)	49.7	42.7	37.0	40.9	35.8	39.7	21.2	16.7	8.5	2•4	100.0	4•8
女性(n=460)	50.4	45.7	47.8	43.9	41.1	36.7	16.7	18.9	12.4	3•0	706	3•3
【年齢別】												
65~69歳(n=195)	61.0	53.8	45.1	53.8	41.5	46.2	20.5	19.5	9.2	1:5	607	1:5
70~74歳(n=200)	47.5	48.0	41.5	35.5	33.0	36.0	14.0	16.0	1005	4 •0	100.5	405
75~79歳(n=205)	48.3	38.5	44.4	40.0	41.0	37.1	18.0	17.6	12.2	3•9	903	4•9
80~84歳(n=106)	48.1	36.8	42.5	42.5	41.5	40.6	24.5	20.8	8.5	1•9	9.4	3•8
85歳以上(n=84)	38.1	38.1	41.7	40.5	38.1	22.6	19.0	16.7	14.3	1:2	600	600
【要介護度別】												
一般高齢者(n=728)	50.8	45.3	42.3	41.8	38.7	38.7	18.7	18.0	9.9	3•0	8.9	4•0
事業対象者(n=18)	38.9	33.3	44.4	50.0	16.7	33.3	1@1	1101	27.8	0.0	5.6	101
要支援者(n=44)	43.2	34.1	59.1	54.5	50.0	27.3	20.5	20.5	18.2	0.0	405	0.0

⑦ ヤングケアラーという言葉を知っているか

全体では、「言葉も内容も知っている」が 47.8%と最も高く、「知らない」が 24.8%、「言葉 は聞いたことがある」が 23.4%と続いています。

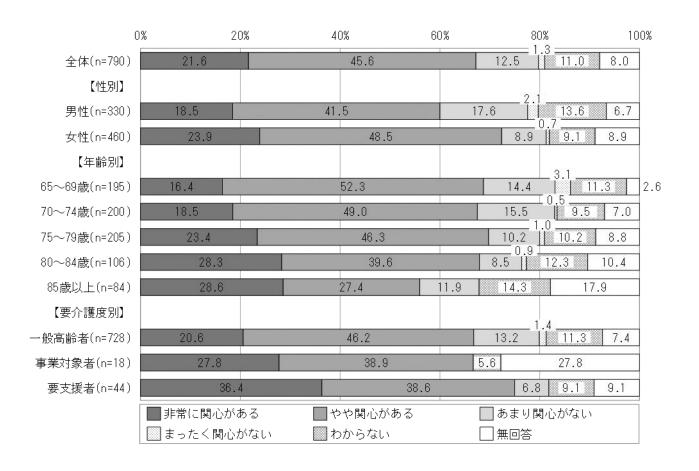
年齢別では、年齢が上がるほど「知らない」の割合が高くなる傾向にあります。



⑧ 介護予防に対する関心

全体では、「やや関心がある」が 45.6%と最も高く、「非常に関心がある」が 21.6%、「あまり関心がない」が 12.5%と続いています。

年齢が上がるにつれ、また要介護度が上がるにつれて「非常に関心がある」の割合が高くな る傾向にあります。



⑨ 介護予防のために参加したいと思う講座

全体では、「認知症予防教室」が35.9%と最も高く、「筋力トレーニング事業(生活機能の維持・向上)」が34.9%、「転倒骨折予防教室(寝たきり予防)」が27.8%と続いています。

性別では「転倒骨折予防教室 (寝たきり予防)」は、女性 (35.4%) が男性 (17.3%) を 18.1 ポイント上回っています。

(%)	認知症予防教室	(生活機能の維持・向上)筋カトレーニング事業	転倒骨折予防教室(寝たきり予防)	栄養改善の指導	地域でのサロン活動(閉じこもり予防)	(炊事、洗濯等の家事訓練)日常生活関連動作訓練	手入れ方法に関する教室足指・爪の病気予防、	(歯みがき、入れ歯の手入れ方法)口腔衛生に関する教室	その他	特にない	無回答
全体 (n=790)	35. 9	34.9	27.8	14. 6	13. 4	7,1	5.8	5, 6	0. 4	28. 2	11.5
【性別】					400						
男性 (n=330)	30. 9	33. 6	17.3	11.8	13.6	9.1	6.1	6. 1	0. 3	35. 2	10. 6
女性 (n=460)	39. 6	35. 9	35.4	16. 5	13.3	5.7	5.7	5. 2	0. 4	23. 3	12. 2
【年齡別】											
65~69歳 (n=195)	41. 0	48. 2	24. 1	12.8	11.3	9. 2	401	4.6	0.0	29.7	7.2
70~74歳 (n=200)	31. 5	36.5	26.5	15. 0	13.0	7, 5	5.5	55	0.0	28.5	10.0
75~79歳 (n=205)	40. 5	33. 2	31.7	14. 1	15. 1	5.4	6.3	404	0.º5	26.3	7.8
80~84歳 (n=106)	34. 9	24.5	30. 2	17. 9	14.2	7.5	6.6	10.4	0.9	29. 2	17. 0
85歳以上 (n=84)	25. 0	17.9	27.4	14.3	14.3	4.8	8.3	4.8	1.2	27.4	27. 4
【要介護度別】											
一般高齢者 (n=728)	36. 3	34.6	26. 9	14. 1	13.0	7.1	5.5	5.4	0.⁴4	29.8	10.4
事業対象者 (n=18)	33. 3	16.7	33. 3	27. 8	22.2	11,1	16. 7	0.0	0.0	11.1	33. 3
要支援者 (n=44)	31. 8	47. 7	40.9	15. 9	15. 9	405	6.8	11.4	0.0	9.1	20. 5
	ı	_									

⑩ 特に力を入れてほしい高齢者施策

全体では、「医療体制・訪問診療の充実」が42.4%と最も高く、「高齢者の外出を支援する移動 手段の確保」が40.4%、「地域交通(バスなど)の利便性の向上」が29.7%と続いています。

(%)	医療体制・訪問診療の充実	高齢者の外出を支援する移動手段の確保	地域交通(バスなど)の利便性の向上	わかりやすい情報提供や相談窓口の充実	介護保険サービスの提供体制の拡充	どの充実		避難・誘導対策の推進	住宅改修への支援高齢者向け住宅の確保、	予防の取り組みの充実	地域の見守り活動やふれあい活動の支援	働く場の確保	(広い歩道など)の整備ないして外出できる環境の	ポーツ活動の活性化	高齢者の権利を守る事業の充実	福祉に関する事業者、団体の活動の支援	ボランティアなどの社会参加活動の支援	その他	特にない	無回答
全体 (n=790) 	42. 4	40. 4	29. 1	21. 3	24. 8	23. U	2U. 6	18.5	18. 2	16. /	15. /	12.0	9. 6	1.2	b, I	4,8	4.4	1.93	1,3	9.0
男性(n=330)	46 4	38 2	27 0	26 1	25 2	23 0	18 5	15 5	21 5	16.4	16 1	15 5	8 5	97	611	7.3	500	15	7 3	7.6
女性 (n=460)		\equiv									-			-						
【年齢別】	39. U	42.0	31. /	20. 3	24. 0	22.4	22. 2	20. /	13.9	17.0	10,4	3.0	10, 4	J@4	Ugyi	390	פוונ	1,71	101	10.0
年編月/月 7 65~69歳(n=195)	10 2	At E	21 2	22 2	20 2	22 1	27 2	1/00	24 1	1E 0	10 0	10 E	0 7	1/100	000	000	200	Λ.Ε	700	2-1
		*							400	400	-	-								
70~74歳 (n=200)	X	X				400						400								
75~79歳 (n=205)		X						4000					400							
80~84歳 (n=106)	36. 8	38. 7	30. 2	20. 8	26. 4	22. 6	29. 2	16.0	16.0	13. 2	17.0	4,97	9.4	5.7	7.5	1,9	7.5	1.9	5.7	14.2
85歳以上(n=84)	31.0	40.5	20. 2	19. 0	20. 2	20. 2	13. 1	22. 6	9.5	13. 1	11.9	3,06	8.3	2.4	6.0	6.0	2,04	1.02	10.7	19.0
【要介護度別】																				
一般高齢者(n=728)	43, 1	39.8	29.9	27. 7	25. 1	23. 1	20. 9	17.3	18.8	16. 8	15.8	12.9	9.6	7.4	6. 2	4.7	4.5	1.94	7.8	801
事業対象者(n=18)	22. 2	38.9	27.8	16. 7	5.6	16. 7	27. 8	22. 2	5.6	16. 7	16. 7	0.0	101	0.0	101	5.6	0.0	0.0	5.6	38.9
要支援者(n=44)	38. 6	50.0	27. 3	25. 0	27. 3	25. 0	13. 6	36. 4	13.6	15. 9	13.6	2.3	9.1	6, 8	2,03	6.8	4.5	0.0	0.0	11,4

(3) 在宅介護実態調査

① 現在抱えている傷病

全体では、「認知症」が35.6%と最も高く、「脳血管疾患(脳卒中)」が21.4%、「眼科・耳鼻 科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの)」が20.6%と続いています。

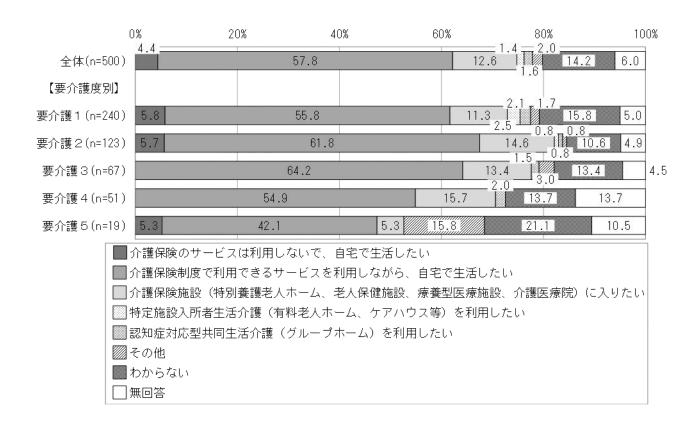
要介護度別では、要介護4で「認知症」が41.2%と高くなっています。

(%)	認知症	脳血管疾患(脳卒中)	眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を	心疾患(心臓病)	糖尿病	筋骨格系疾患(骨粗しょう症、	呼吸器疾患	変形性関節疾患	悪性新生物(がん)	パーキンソン病	膠原病(関節リウマチ含む)	難病 (パーキンソン病を除く)	腎疾患(透析)	その他	なし	わからない	無回答
全体 (n=500)	35.6	21.4	20.6	19.0	17.8	16.0	8.0	7.2	4.6	4,04	3.4	2.04	2.0	18. 2	3.2	1.06	2.6
【要介護度別】																	
要介護 1 (n=240)	32.5	18. 3	23.3	19.2	17. 9	13.3	7.5	701	3,08	3,03	2.01	8.0	1.∘3	20.0	3.8	2.01	3,08
要介護 2 (n=123)	38. 2	19. 5	21.1	20. 3	18. 7	22.8	8.1	9.8	2.94	6.5	401	2.94	401	17.1	3.3	8.0	8.0
要介護3 (n=67)	37.3	34. 3	13.4	16.4	14.9	16.4	7,5	600	9.0	1.•5	6.0	4,05	3.0	11.9	1.•5	0.0	1.•5
要介護4 (n=51)	41.2	23. 5	21.6	23.5	23. 5	13.7	9.8	3.9	9.8	5.9	5.9	3,9	0.0	23.5	3,9	3.9	3.9
要介護5 (n=19)	36.8	21.1	5,3	5,3	5.3	10.5	10,5	5,3	0.0	10,5	0. 0	10.5	0.0	10.5	0. 0	0.0	0.0

② 今後希望する介護の内容

全体では、「介護保険制度で利用できるサービスを利用しながら、自宅で生活したい」が57.8%と最も高く、「介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設、」が12.6%、「介護保険のサービスは利用しないで、自宅で生活したい」が4.4%と続いています。

要介護度別では、要介護3で「介護保険制度で利用できるサービスを利用しながら、自宅で 生活したい」が64.2%と高くなっています。



③ 介護離職

全体では、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が63.1%と最も高く、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が7.8%、「わからない」が5.2%と続いています。

要介護度別では、要介護3で「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が80.0%と高くなっています。

(%)	介護のために仕事を辞めた家族・親族	主な介護者が仕事を辞めた	主な介護者が転職した	主な介護者以外の家族・親族が仕事を	主な介護者以外の家族・親族が	わからない	無回答
全体 (n=344)	63. 1	7@8	2.9	2.6	0.6	5,02	18.3
【要介護度別】							
要介護 1 (n=168)	66. 1	605	3.0	0.º6	0.6	3.06	19.6
要介護 2 (n=88)	55. 7	800	2.3	5.07	1:1	9.1	18.2
要介護 3 (n=45)	80.0	60 7	0. 0	0.0	0.0	0. 0	13.3
要介護 4 (n=30)	50.0	1000	1000	6.7	0.0	10)0	16.7
要介護 5 (n=13)	46. 2	23. 1	0. 0	7@7	0.0	77	23. 1
【経年比較】			·	<u> </u>			
今回調査 (n=344)	63. 1	7.8	2.9	2.6	0.6	5,02	18.3
前回調査 (n=318)	70.8	7@2	1.•6	0.3	0.6	5,03	

④ 主な介護者の方が不安に感じる介護の内容

全体では、「認知症状への対応」が 36.9% と最も高く、「外出の付き添い、送迎等」が 27.3%、「夜間の排泄」が 25.6% と続いています。

要介護度別では、要介護3で「夜間の排泄」が31.1%と高くなっています。

認知症状への対応	外出の付き添い、送迎等	夜間の排泄	入浴・洗身	食事の準備(調理等)	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	日中の排泄	その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	服薬	屋内の移乗・移動	食事の介助(食べる時)	衣服の着脱	医療面での対応(経管栄養、ストーマ	身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	その他	不安に感じていることは、特にない	主な介護者に確認しないと、わからない	無回答	
----------	-------------	-------	-------	------------	------------------	-------	--------------------	----	----------	-------------	-------	-------------------	----------------	-----	------------------	--------------------	-----	--

全体(n=344) 36.927.325.623.522.720.619.218.316.314.88.47.04.94.47.05.51.57.6

【要介護度別】

(%)

要介護 1 (n=168) 42.929.823.823.822.025.015.525.020.29.56.06.04.24.24.25.41.27.1 要介護 2 (n=88) 36.423.922.721.630.714.820.513.615.917.013.69.12.35.76.85.72.38.0 要介護 3 (n=45) 26.722.231.115.615.615.622.211.18.920.06.76.76.72.24.46.72.28.9 要介護 4 (n=30) 33.336.730.040.016.723.323.310.013.326.76.76.777.777.7715.40.000.077

第3章 今後の高齢者の状況

高齢者の人口推計

本計画期間

北斗市の過去の人口実績から、変化率を用いて人口推計を行った結果、本計画期間中の高齢者 人口は、減少傾向で推移することが見込まれ、令和8年(2026年)では13,704人と推計されます が、高齢化率は上昇することが見込まれます。

令和 22 年 (2040 年) においては、高齢者人口が 13,620 人、令和 32 年 (2050 年) においては、11,914 人となる見通しです。

●高齢者の人口推計 推計値 (\mathcal{X}) 20,000 80.0% 47.8% - 38.2% — ^{42.9%} 46.1% 60.0% 18,000 32.4% — 32.8% — 35.0% ⁻ 40.0% 16,000 20.0% 13,770 13,756 13,726 13,704 _ 13,599 _ 13,492 _ 13,620 **—** 13.018 -14,000 0.0% 1,039 1,042 1,066 1,075 1.071 1.069 1,310 11,914 1,283 12,000 1,420 1,407 1,402 1,422 1,442 1,864 1,705 1,094 90歳以上 1,415 10,000 1,449 85~89歳 8,000 80~84歳 6.000 75~79歳 70~74歳 4,000 ■65~69歳 2,000 3,328 2,970 3,049 2,866 2,819 2,907 3,025 2,626 2,008 → 高齢化率 Λ 令和5年 令和6年 令和7年 令和8年 令和12年 令和17年 令和22年 令和27年 令和32年 ※住民基本台帳の実績からコーホート変化率法を基にして推計

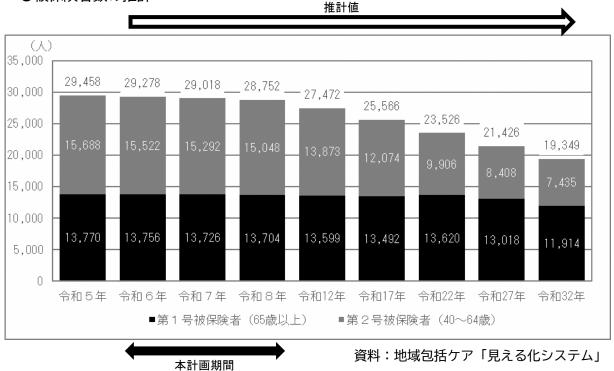
27

被保険者数の推計

本計画期間中の介護保険の第1号及び第2号被保険者数の今後の増減をみると、65歳以上の第1号被保険者及び40~64歳の第2号被保険者は減少傾向になると見込まれます。

本計画期間の最終年度の令和8年(2026年)には第1号被保険者が13,704人、第2号被保険者が15,048人、合計で28,752人となると見込まれます。

●被保険者数の推計



28

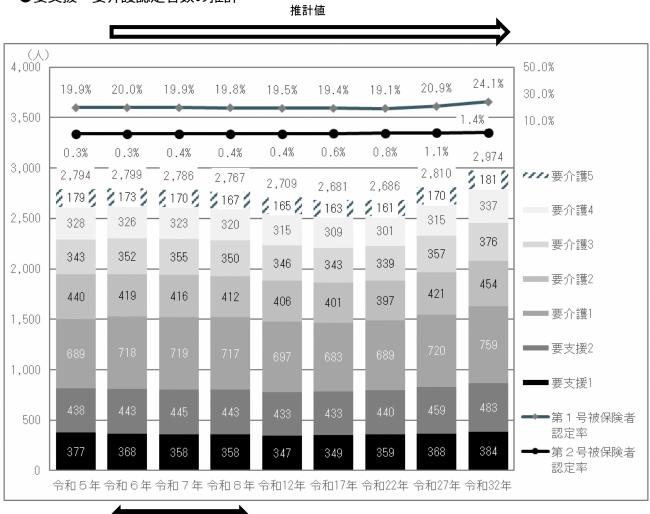
要支援・要介護認定者数の推計

北斗市の人口推計及び要支援・要介護認定者の認定率(出現率)の実績などから、令和6年(2024年)以降の要支援・要介護認定者数を推計しました。

推計の結果、要支援・要介護認定者数は令和 17 年(2035 年)までは減少し、令和 22 年(2040年)以降は、増加傾向に転じます。

●要支援・要介護認定者数の推計

本計画期間



資料:地域包括ケア「見える化システム」

第4章 計画の基本テーマ・基本目標

基本テーマ

北斗市では、北斗市で暮らす高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進め ています。

今後も、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、地域特性に配慮した、きめ細かで 多様な施策を進めていくため、地域での支え合いと高齢者の積極的な社会参加を基本とした総合 的な高齢者福祉施策を推進する必要があります。

前章までに記載した各種の調査から、北斗市では次の4つを課題とし、本計画を策定すること としました。

- ・地域包括ケアシステムを更に深化・推進し高齢者が生きがいを感じて生活できるまちづくり
- ・介護予防に関する取り組みの更なる充実
- ・認知症予防・早期発見による進行を抑えるための啓発活動
- ・介護施設と医療機関の連携強化に向けた働きかけ

地域包括ケアシステムの推進・深化と地域共生社会の実現により、本市で暮らす高齢者が、生涯に渡って心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある充実した生活を送ることができる社会を目指します。また、介護が必要になっても一人ひとりが尊厳を持ちながら、誇りと自信に満ちて安心して住み続けられる地域を目指して、行政、住民、事業者、各種団体及び関係機関等が連携・協働しながら様々な取組を推進していくこととします。

上記のようなことから、本計画の基本テーマを「(仮) お互いに支え合い、いつまでも健康で安心して生きがいを持って暮らせる、ぬくもりのあるまちづくり」と定め、計画を推進します。

(仮) お互いに支え合い、いつまでも健康で安心して生き がいを持って暮らせる、ぬくもりのあるまちづくり

2 基本目標

本計画では、前計画の取組の内容を踏襲しつつ、これまでの取組の進捗状況や社会情勢の変化 を踏まえ、基本テーマの実現に向けて次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 健康に暮らせるまち

令和 22(2040)年には、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となり、高齢者人口が増加していく一方で、現役世代が急激に減少すると予想されています。そのため、社会の活力を維持、向上させつつ、誰もが安心できる社会保障を実現していくためには、高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要です。

高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、生産活動やボランティ ア活動など高齢者の社会活動を促進するとともに、

高齢者が自由時間を有効に活用し充実して過ごせるよう、これまでより一層、学習機会の提供、スポーツ・レクリエーション活動など環境の整備を図ります。

基本目標2 安心して暮らせるまち

高齢者の増加に伴い、介護サービスの利用者が増加することが予想される中、今後とも、介護 ニーズの増大に対応した地域包括ケアシステムをより一層深化し推進していくことが必要となり ます。

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ、医療、介護、予防、住まい、生活支援を充実させ、安心して暮らせるよう、日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を図ります。

基本目標3 ぬくもりのあるまち

認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加しており、これらの方々本人の権利を守る支援の充実が必要です。認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、住民の認知症に関する正しい知識と理解をさらに深め、地域で支え合っていくことを目指します。

地域での支え合いについては、医療、介護、予防、住まい、生活支援それぞれのサービスを提供する関係機関及び地域住民、ボランティア等の団体が密接に連携し、様々な課題を抱える高齢者に対して、それぞれの状態に応じ、必要なサービスが円滑かつ適切に提供されることが重要となります。

また、高齢者を地域で支えるため、社会福祉協議会や学校、地域など様々な場で、意識の啓発 やボランティア活動の促進、人材の育成に努め、ともに支え合うまちづくりを推進していきま す。

3

施策の体系

本計画の施策を体系にすると次のようになります。

基本目標	施策	
健康に暮らせるまち	健康づくりと生活習慣病対策の推進 ・健康づくりの推進	
	・生活習慣病予防対策の推進	
	介護予防と生活支援の総合的な推進 ・介護予防・生活支援サービス事業	重点施策
	・一般介護予防事業	
	・高齢者運動会等の開催	
	・高齢者の就労を通した社会参加	
	・百歳敬老祝金品・米寿記念品等の贈呈	
	・ふれあい入浴券交付事業	
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	
安心して暮らせるまち	介護保険サービスの円滑な運営	
	・居宅サービスの充実	
	・地域密着型サービスの充実	
	・施設・居住サービスの充実	
	・介護人材確保への支援	
	・介護保険サービスの情報提供	
	・介護給付適正化の推進	
	・介護保険施設サービス利用料助成事業の推進	
	福祉サービスの充実	
	・地域自立生活支援事業	
	・住宅改修支援事業	
	・高齢者世帯等受託改修費助成事業	
	・介護家族への支援	
	・養護老人ホーム	
	・ケアハウス	
	・高齢者世帯向け公営住宅	
	・高齢者運転免許証自主返納支援事業	
	・社会福祉法人が実施する利用者負担額軽減事業に対する助成	

基本目標	施策						
	在宅医療・介護連携の推進						
	・在宅療養のための相談窓口機能の充実	重点施策					
	・医療・介護情報の共有						
	・在宅療養者向けの医療・介護サービス等	学の充実					
	・地域医療体制の整備						
	権利擁護の推進						
	・権利擁護の普及・啓発						
	・成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業	巻の利用促進					
	・高齢者虐待防止の推進						
	・消費者被害の防止						
	災害・感染症対策に係る体制の整備						
	・業務継続計画(BCP)						
	・指定福祉避難所						
	地域包括ケア体制の充実						
	・地域包括支援センターの機能強化						
	・在宅介護支援センターの設置						
	・地域ケア会議の推進						
	・生活支援サービスの体制整備						
	認知症施策の推進	<u>**</u>					
	・認知症に対する啓発活動 重点施	朿					
	・認知症ケア体制の強化						
ぬくもりのあるまち	・認知症家族会への支援						
	・認知症バリアフリーの推進						
	・若年性認知症への支援						
	・チームオレンジの整備						
	・高齢者見守り確認事業の実施						
	地域支え合いの推進						
	・福祉意識の形成						
	・住民参加型の福祉社会の形成						
	・包括的な支援体制の整備						

第5章 施策の展開

基本目標1 健康に暮らせるまち

1

健康づくりと生活習慣病対策の推進

(1)健康づくりの推進

① 集団健康教育

生活習慣の予防や改善に対しては、同じ目的や目標を持った仲間と情報や場を共有することで、互いが意識や意欲を高めることができます。町内会や老人クラブなどの地区組織や、社会教育関連団体などと連携を図り、健康づくりに取り組んでいきます。

正しい知識に基づいた生活習慣の改善をめざし、習慣化につなげることができるように、社会情勢や個々人の生活背景等を十分くみとり、参加者相互の相乗効果が得られるよう、小集団できめ細かな健康教育を進めます。

			実績値			計画値			
事業名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
集団健康教育	実施回数(回)	19	12	13	15	15	15		
未凹陡尿扒月	延参加者数(人)	478	112	249	250	250	250		
4月27年安	実施回数(回)	(中止)	1	1	1	1	1		
ヘルシー教室	延参加者数(人)	(中止)	27	25	25	25	25		

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

② 訪問指導

生活習慣病の予防、改善や療養上の指導が必要な方を保健師や看護師等が訪問し、その方の 健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行います。心身機能低下の防止と健康増進 を図ることを目的として、継続した訪問を行います。

			実績値		計画値			
事業名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
10=0 = 10 > 2	訪問実人数(人)	9	10	10	10	10	10	
検診要指導者	訪問指導延人数 (人)	10	10	10	10	10	10	
A -# - RI	訪問実人数(人)	5	5	5	5	5	5	
介護予防	訪問指導延人数 (人)	10	10	10	10	10	10	
^ =##- 	訪問実人数(人)	5	5	5	5	5	5	
介護家族	訪問指導延人数 (人)	10	10	10	10	10	10	

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

③ 総合健康相談

保健師や看護師等が健康に関する個別の相談を受け付けています。

住民が身近で利用しやすいように、市内2か所の保健センターでそれぞれ定期的に実施していましたが、出席者数がほとんどいないため、現在は町内会や老人クラブからの要望など必要に応じて不定期に実施するとともに、健康診断後にも実施しています。

今後も広報やホームページなどで啓発しながら、成人から高齢者まで幅広い年代の方が利用 できるように、総合健康相談を実施していきます。

事業名			実績値			計画値			
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
総合健康相談	実施回数(回)	36	29	29	27	27	27		
形口)建原作政	延参加者数(人)	2, 170	1,599	1, 464	1,500	1,500	1,500		

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

④ 重点健康相談

高齢期になるに従い、高血圧疾患の受療数が増加しています。また、健康診査を受診する年代は60歳代が最も多く、その結果の中で、改善が必要な疾患として高血圧疾患が大きな割合を占めています。

高血圧、糖尿病や高脂血症などの生活習慣病が複合的に作用して、脳血管疾患や心疾患を発症することから、健康診査を受け要精密、要経過観察となった方や健康相談を希望される方の個別の相談内容を踏まえ、生活習慣病を重点とした健康相談を行います。

事業名			実績値			計画値			
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
重点健康相談	実施回数(回)	26	24	20	25	25	25		
里黑健康怕談	延参加者数(人)	630	113	103	120	120	120		

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

(2) 生活習慣病予防対策の推進

① 特定健康診査・後期高齢者健康診査

平成 18 年度の医療制度改革において、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、医療保険者に 40 歳以上 74 歳以下の被保険者及び被扶養者に関する生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられました。市は特定健康診査等実施計画を立て、令和 2 (2020) 年度まで各年度の受診率の目標を定めて健康診査を実施します。

また、75歳以上の人には後期高齢者健康診査を実施します。

			実績値			計画値			
事業名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
特定健康診査	実施人員(人)	1,691	1,637	1,530	2, 290	2,580	2,850		
付足健康衫且	受診率(%)	25.8	26.4	21.0	35.0	40.0	45.0		
後期高齢者	実施人員(人)	333	414	475	500	550	600		
健康診査	受診率(%)	5. 6	6.9	7.5	7.8	8.5	9.1		

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

② 特定保健指導の実施

特定保健指導は、特定健康診査の結果、腹囲、血糖値等が所定の値を上回る方で、「動機づけ支援」と「積極的支援」のそれぞれの対象となった方に対して実施します。

ア 動機づけ支援の実施

特定健康診査の結果を知って、対象者が自らの健康状態を理解して、自ら積極的に生活習慣 改善に取り組むことを目的として実施します。実際には対象者と面談して行動計画を作成し、 生活習慣改善のための取組に係る動機づけに関する支援及び計画の実績評価を行います。

イ 積極的支援の実施

特定健康診査の結果を知って、対象者が自らの健康状態を理解して、自ら生活習慣改善のための取組を継続的に行えるようになることを目的として実施します。実際には対象者と面談して、行動計画を作成し、生活習慣改善のために取り組めるよう3か月以上継続して働きかけを行います。また、計画の進捗状況評価及び計画の実績評価を行います。

		実績値			計画値		
事	業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)
特定保健指導	実施回数(回)	10	12	10	10	10	10

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

③ がん検診

がんの早期発見を目的に市内で集団検診を実施しており、身近な場所でがん検診が受けやすいように、市内8か所の施設で行っています。また、市内の医療機関で個別検診を実施しています。

がんは早期発見・早期治療が最善の方法であることから、今後はがん検診に関する情報提供 や受診勧奨に力を入れ、受診率の向上をめざします。

			実績値			計画値	
事	業名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
胃がん検診	実施人員(人)	668	714	760	800	800	800
月が70代表記	受診率(%)	5. 2	5.6	6.0	6.3	6.3	6.3
肺がん検診	実施人員(人)	474	382	530	600	600	600
いいいいのかの	受診率(%)	2.4	2.0	2.8	3. 2	3. 2	3.2
大腸がん検診	実施人員(人)	1,592	1,628	2, 140	2, 200	2200	2200
八肠/八八代形	受診率(%)	8. 2	8.5	11.3	11.6	11.6	11.6
乳がん検診	実施人員(人)	848	688	890	900	900	900
子しハ・ノロイ关語グ	受診率(%)	8.4	6.9	9.1	9. 2	9. 2	9.2
て宮が / 投診	実施人員(人)	993	890	1,010	1, 100	1,100	1,100
子宮がん検診	受診率(%)	7.0	6.5	7.4	8.1	8.1	8.1
前立腺がん	実施人員(人)	338	360	380	400	400	400
検診	受診率(%)	3.6	3.9	4.3	4.5	4.5	4.5

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

④ 肝炎ウイルス検診

肝炎は適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な 疾病に進行するおそれがあるため、肝炎ウイルス検査を実施しています。

		実績値			計画値			
事	業名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
肝炎ウイルス	実施人員(人)	154	196	230	250	250	250	
検診	受診率(%)	6.2	7.9	9.2	10	10	10	

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

2

介護予防と生活支援の総合的な推進

本市では平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」) を実施しています。

総合事業とは、介護保険サービスのみならず、地域のボランティアや民間のサービスなどを活用し、高齢期の社会参加や地域の支え合いづくり、多様な生活支援の充実で、地域共生社会の推進を行う取り組みです。

高齢者の方々が元気でいること、病気や身体機能の低下があってもその重度化を防ぐことが重要です。そのため、介護予防や生活支援の取組を通じて、次の取組目標を設定します。

局節者の自立文族と重度化防止の収組目標							
				目標			
区分	取組内容	Ş.	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
		(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)			
40 A 5# 37 BL	高齢者の運動器機能の向上	「介護予防教室」 開催回数(回)	30	30	30		
一般介護予防 事業の推進	を図るため、「介護予防教	「介護予防教室」 延参加人数(人)	900	900	900		
	室」を開催します。	「介護予防教室」 実参加人数(人)	60	60	60		
	ケアマネジャーの質向上やケ						
	アプラン作成のスキルアップ						
	を支援するため、主任ケアマ	ケアプラン作成技術	25	25	25		
	ネジャーによるケアプラン作	の指導回数(回)	23	25	25		
包括的なケア	成技術の指導等日常的な個別						
マネジメント	指導を行います。						
の推進	個別事例を通じた多職種協	「地域ケア個別会 議」	10	10	10		
	働による利用者支援を目的	開催回数(回)					
	として「地域ケア会議」を	「地域ケア推進会	_	_	_		
	開催します。	議」 開催回数(回)	3	3	3		

高齢者の自立支援と重度化防止の取組目標

(1)介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス

平成29年度から介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを提供しています。 今後は、緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)、住民主体によるサービス(訪問型サービスB)及び移送前後の生活支援サービス(訪問型サービスD)の整備を推進します。

② 通所型サービス

平成 29 年度から、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスを提供しています。 従来の生きがい活動支援通所事業は、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)と して実施しており、住民センターを利用した出前型のデイサービスを展開しています。また、 住民主体によるサービス (通所型サービスB) は、高齢者の通いの場が2か所整備されました。さらに、令和4年度に短期集中予防サービス (通所型サービスC) として1事業所を指定しました。

今後も上記施設の整備を進めていくことを検討します。

③ その他の生活支援サービス

令和4年度に有償ボランティア制度を創設しました。

今後もサービスの担い手の育成を進めていくことにより、住民主体のサービス展開に努めていきます。

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された方や介護予防・生活支援サービス事業の対象者に向けて、介護予防プラン作成を行います。また、サービス利用後に介護予防プラン通りに実行されているか、利用者の方の生活に変化がないか継続的にモニタリングを行います。

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

高齢者対象の事業、健康診査等の活動により把握していきます。また、民生委員や町内会・ 自治会との連携を強化し、早期に対象者を把握することで必要とされるサービスにつなぐこと ができるように努めます。

なお、基本チェックリストの積極的な実施は義務付けがなくなりましたが、今後も健診等の 機会を利用して基本チェックリストを実施し、対象者の把握に努めます。

② 介護予防普及啓発事業

平成29年度からは外部委託にて介護予防教室等を実施しています。

今後も介護予防の基本的な知識を普及・啓発するため、地域における介護予防の活動を支援 していくため、介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するためのパンフレット等の作成 及び配布や「元気楽らく教室」などの介護予防教室等を推進します。

③ 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援として、社会福祉協議会に委託している「ふまねっと」「いきいきふれあいサロン」の普及を行っています。

今後も介護が必要な状態にならないように、高齢者の生活の質を高めることを目的に、地域 における自主的な活動を育成し、介護予防活動の拡大を支援します。

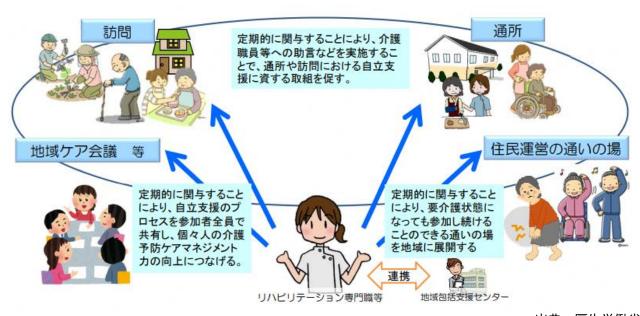
④ 一般介護予防事業評価事業

事業が適切かつ効率的に実施されたか、原則として年度ごとに事業評価を行うこととされています。地域住民の介護予防に関する認知度、ボランティア活動への高齢者の参加数などの評価に基づき、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業全体の改善を図ります。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために通所、訪問、地域ケア会議、サービス担 当者会議、住民運営の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進していく事業 です。

今後は、介護職員等への介護予防に関する技術的助言等の支援を進めるとともに、自立支援型地域ケア会議の開催に向けた支援を、リハビリテーション専門職と連携していくよう努めます。



介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ

出典:厚生労働省

(3) 高齢者運動会等の開催

毎年 10 月初旬に 58 歳以上の住民を対象とした高齢者運動会を開催し、高齢者の生きがいづくりと健康増進を図っています。

今後も高齢者のニーズの把握に努め、内容や方法等を検討しながら、多くの高齢者が参加で きる環境づくりに努めます。

(4) 高齢者の就労を通した社会参加

急速な高齢化の進展は、高齢者の地域づくりや社会の仕組みなどにおける多くの課題を生み出しています。

高齢者の能力や経験を活かして働くことを通じて、生きがいづくりや活力ある地域社会づくりに貢献することを目的に、日常生活に密着した短期的な仕事の把握と提供を行い、高齢者の就労と生きがいづくりを推進します。

(5) 百歳敬老祝金品・米寿記念品等の贈呈

敬老の日を契機に、年内に満 88 歳に達する方を対象に、長寿のお祝いとして記念品を贈呈します。また、当年度末で満 100 歳に達する方には、祝金 10 万円をはじめとする敬老祝金品を贈呈しています。

今後も地域発展の貢献者として長寿を祝い、記念品等を贈呈していきます。

			実績値			計画値			
事業		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
百歳敬老祝金品	贈呈者数(人)	25	17	15	20	20	20		
米寿記念品	贈呈者数(人)	254	269	238	250	250	250		

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

(6) 高齢者ふれあい入浴券交付事業

市内の温泉施設や公衆浴場等を活用し、高齢者と地域住民とのふれあいの機会を促進し、高齢者の生きがいの高揚と充実を図るため、入浴券を交付しています。

今後もふれあいの機会を確保し、生きがいづくりを推進します。

(7) 高齢者大学

高齢者大学を市内3カ所(きらめき大学、浜分ふれあい大学、せせらぎ大学)設置しており、高齢者が講座を通じて教養と幅広い見識を深め、楽しみながら仲間づくりをしています。 今後も多様な学びの機会と仲間づくりの場を提供し、高齢者の生きがいづくりを推進します。

3

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

後期高齢者の心身の状況としては、身体的脆弱性や複数の慢性疾患、認知機能や社会的繋がりの低下といった多面的な課題を抱える、いわゆるフレイル状態にある場合も多くみられ、これまでの疾病予防・重症化予防における個別的な対応のみならず、フレイル予防の観点をもった、社会参加を含む地域での取組へと拡大していく必要があります。高齢者の特性を前提に、後期高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくためには、生活習慣病等の重症化を予防する取組と、生活機能の低下を防止する取組の双方を一体的に実施する必要性があります。

医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりを医療、介護、保健等の必要なサービスに結びつけていくとともに、社会参加を含むフレイル予防等の取組まで広げていく必要があることから、健康課題にも対応できるような通いの場や、通いの場を活用した健康相談、受診勧奨の取組の促進等、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防との一体的な実施を推進します。

基本目標2 安心して暮らせるまち

1

介護保険サービスの円滑な運営

(1) 居宅サービスの充実

住み慣れた地域で自分らしく暮らすため、自宅で介護サービスを受けながら生活したいという要望は多く、在宅サービスは安定した供給が求められています。

在宅での自立生活を支援するため、より一層質的向上を図るとともに安定的な利用に向け、 サービス提供体制の充実に努めていきます。

(2) 地域密着型サービスの充実

後期高齢者や1人暮らしの高齢者が増加傾向にある現在、在宅の要介護高齢者の日常生活を 支援していくため、介護と看護サービス(起床、食事、排泄、清潔保持、就寝時の介護、医学 的管理を必要とする方への看護の提供など)を包括的かつ継続的に提供していくことが必要で す。

第7期計画までにある程度の地域密着型サービスの整備が行われましたが、今後は変化する 社会情勢にあわせ、新たなニーズに沿った提供について検討していきます。

(3) 施設・居住サービスの充実

今後も介護度の高い高齢者にとって必要不可欠である施設サービスのニーズは継続すると考えられるため、施設サービスが安定的に供給されるよう努めていきます。

(4)介護人材確保への支援

介護・福祉人材は、地域包括ケアシステムの構築、特に要介護高齢者の生活支援や増大する 介護サービスへの対応に不可欠な社会基盤です。しかしながら、賃金水準が低調であること や、業務の過酷さなどの要因により人材の確保が難しい事態となっています。

北斗市においても介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあり、介護・福祉人材の確保は大きな課題となっています。

令和6年度に、北斗市内の事業所に初めて就職する方を対象として、介護人材就労奨励金制度を創設する予定です。また、介護初任者研修等の受講料助成支援、看護師並びに介護支援専門員等の採用に向けた各種助成支援等、各方面と連携を図り、介護・福祉人材確保に向けた支援を検討していきます。

(5)介護保険サービスの情報提供

介護保険サービスが、利用者にとって分かりやすく身近なものとなるよう、介護保険に関するパンフレット類の配布、広報紙への掲載、市ホームページの内容充実、さらには介護予防教室における説明などにより、分かりやすい情報の提供に努めます。

(6)介護給付適正化の推進

介護保険の信頼性を高めるとともに、給付費の増加を抑制することで持続可能な介護保険制度を構築するために、介護(予防)サービスが必要な方に適切に提供されているかを検証するとともに、介護保険事業所に対し、必要な情報の提供を行い、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

介護給付適正化事業の概要と取組目標

事業名	取組目標
①要介護認定の適正化	認定調査員が行う調査の特徴や傾向を介護保険適正化専門員が把握し、認定調 査員それぞれが陥りやすい誤った判断について改善指導を行い、適正な要介護 認定審査がなされるよう努めていきます。
②ケアプランの点検	介護保険適正化専門員が居宅介護支援事業所、 小規模多機能型居宅介護事業所等 の 運営指導(実地指導)に同行し、介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成するケ アプランを点検し、適正なサービス提供が行えるよう指導を行っていきます。
③医療情報との突合・縦覧 点検	北海道国民健康保険団体連合会からの情報等を活用し、給付実績の縦覧点検・ 医療情報との突合を実施します。

(7)介護保険施設サービス利用料助成事業の推進

介護保険施設等を利用する低所得者を対象に、施設サービスを利用するための負担金(居住 費部分の一部)を助成することにより、低所得者の負担を軽減し、福祉の増進を図ります。

2 福祉サービスの充実

(1) 地域自立生活支援事業

今後さらに増加するであろう1人暮らし高齢者等が、在宅で充実した生活を送ることができるよう、地域自立生活支援事業の充実に努めます。

地域自立生活支援事業の概要

事業名	内 容
食の自立支援事業	おおむね 65 歳以上の1人暮らし、又は夫婦世帯を対象に、栄養バランスのとれた食事の提供や安否確認等を目的とした昼食・夕食の訪問配食サービスを実施します。
布団乾燥サービス事業	要介護4又は要介護5程度の在宅の高齢者の方を対象に、寝具の丸洗い乾燥ができる 利用券2枚を交付します。

事業名	内 容
軽度生活援助事業	65歳以上の1人暮らし、又は夫婦世帯、65歳未満の初老期の認知症の方などを対象に、外出時の援助、食事・食材の確保、寝具類の洗濯など軽易な日常の生活援助を行います。
訪問理美容サービス事業	要介護4又は要介護5程度の在宅の高齢者の方で、美容院などに行くことが困難な方を対象に、利用券6枚を交付して自宅での理美容を行います。
除雪サービス事業	除雪が困難で、おおむね 75 歳以上の 1 人暮らし、又は夫婦世帯等を対象に、居宅の 玄関前から道路までの除雪を行います。
緊急通報システム整備事業	おおむね65歳以上の者であって、介護保険法による要支援と同程度以上の身体状態にある1人暮らしの世帯や、障がいを抱える高齢者のみの世帯などに、緊急時の際の消防への連絡や、相談ごとがある場合に市が委託している相談窓口機関へ連絡ができる緊急通報装置を貸与します。
在日外国人高齢者福祉給付金支給事業	大正 15 年 1 月 1 日以前に生まれた無年金者の外国人登録者で、永住許可又は特別永 住許可を受けている方を対象に、月額 1 万 2 千円の福祉給付金を支給します。
小地域ネットワーク 活動推進事業	1人暮らしの高齢者などが安心して暮らしていくために、地域住民の参加・協力により、見守り支援を行う「たすけあいチーム」が単位町内会・自治会ごとに組織され、 病気や災害時に迅速に対応し、高齢者の方の不安解消に努めています。

			実績値		計画値			
事業名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
食の自立支援事業	利用者数 (人)	88	102	100	100	100	100	
及の日立文版事業	延利用回数 (回)	8,854	15,061	15, 814	15,000	15,000	15,000	
布団乾燥サービス	利用券交付 者数(人)	10	15	17	15	15	15	
事業	延利用回数 (回)	8	10	7	10	10	10	
	利用者数 (人)	0	0	0	2	2	2	
軽度生活援助事業	総利用回数 (回)	0	0	0	10	10	10	
	総利用時間 (時間)	0	0	0	10	10	10	
訪問理美容サービス	利用券交付 者数(人)	9	11	16	15	15	15	
事業	延利用回数 (回)	11	13	10	10	10	10	
除雪サービス事業	利用世帯数 (世帯)	517	503	511	520	520	520	
緊急通報システム	利用世帯数 (世帯)	143	141	140	145	145	145	
整備事業	対象者数 (人)	163	160	157	165	165	165	
在日外国人高齢者 福祉給付金支給事業	対象者数 (人)	0	0	0	1	1	1	

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

(2) 住宅改修支援事業

高齢者向けに居室等の改良を希望する方に、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、 介護保険制度の住宅改修費の利用に関する助言を行います。

なお、現在は介護保険制度による住宅改修費を利用する際の介護保険住宅改修費の支給申請 に係る理由書の作成業務のみを実施しています。

			実績値		計画値		
事業名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護住宅改修援助 事業(理由書作成)	利用者数(人)	27	27	27	30	30	30

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

(3) 高齢者世帯等住宅改修費助成事業

高齢者が快適な住環境の確保と、自立した日常生活を営むことができるように、住宅改修費用の一部を助成し、高齢者世帯等における介護のための住宅改修に伴う費用負担の軽減を図るとともに、高齢者等の自立を助長させることを目的としています。

事業名			実績値		計画値			
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
住宅改修費助成	利用世帯数 (世帯)	15	9	10	15	15	15	
家具転倒防止器具 購入設置費助成	利用世帯数 (世帯)	0	0	1	1	1	1	

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

(4)介護家族への支援

在宅介護を行っている家族に対して、介護用品支給や介護者相互の交流会等の開催など、家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減します。

地域自立生活支援事業の概要

事業名	内 容
	要介護4又は要介護5の認定を受けた在宅の高齢者の方を介護している低所得
	世帯の家族の方を対象に、紙おむつや尿取りパットなどの介護用品を購入でき
家族介護用品支給事業	る 10 万円分(家族介護者交流事業に参加される方は 7 万 5 千円分)の給付券を
	支給します。
	市町村特別給付及び保健福祉事業への移行を含めて、今後の事業のあり方につ
	いて検討します。
家族介護慰労事業	要介護4又は要介護5の認定を受けた在宅の高齢者の方を介護している低所得
	世帯の家族の方を対象に、年額 10 万円の介護慰労金を支給します。

	寝たきり又は認知症の高齢者等を在宅で介護している家族の方を対象に、介護
家族介護者交流事業	の慰労と介護者相互の交流を図るための1泊2日による研修旅行を実施しま
	す。

			実績値		計画値			
事業名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
家族介護用品支給事業	利用者数 (人)	33	38	44	40	40	40	
家族介護慰労事業	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1	
家族介護者交流事業	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1	

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

(5)養護老人ホーム

おおむね 65 歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが 困難な人が入所でき、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために指導や訓練、その他の援助を行います。

市内に養護老人ホームは設置されていませんが、渡島管内の市町が共同負担して改築した渡島養護老人ホーム好日園を共同利用して入所措置を実施し、必要に応じてその他の養護老人ホームを利用して入所措置を実施しています。

今後も高齢者の個々の状況に応じた適切な居住環境の提供が必要となっておりますので、対象者の状況把握に努め、適正な入所措置を図ります。

養護老人ホームの入所措置状況及び今後の見込みは次のとおりです。

養護老人ホームの整備状況と入所者数(令和5年12月末現在)

区分	施設名	所在地	定員(人)	本市の入所者数(人)
海自答由	渡島養護老人ホーム好日園	七飯町	130	19
渡島管内	養護老人ホームまろにえ	函館市	120	1
渡島管外	養護老人ホーム長寿園	当別町	40	1

事業名			実績値		計画値			
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
*****	入所施設数 (施設)	3	3	3	3	3	3	
養護老人ホーム	入所者数 (人)	19	20	21	20	20	20	

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

(6) ケアハウス

60歳以上で、身体機能の低下等が原因で、自立した日常生活を営むことに不安がありながら、家族による援助を受けることが困難な人が低額な料金で入所でき、食事の提供や日常生活上必要な便宜を受けることができます。また、入所者が車椅子を使用しても自立した生活を送ることができるよう配慮されています。

現在、北斗市には、ケアハウスが2施設あり、両施設ともに特定施設入居者生活介護の指定 を受けています。

ケアハウスの整備状況及び今後の見込みは、次のとおりです。

			実績値		計画値			
事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	
ケアハウス	施設数(施設)	2	2	2	2	2	2	
	定員(人)	100	100	100	100	100	100	

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

(7) 高齢者世帯向け公営住宅

住宅確保に困っている 60 歳以上の方や、障害支援区分 4 級以上の障がい者等を対象とした特定目的市営住宅であり、現在、久根別団地に 1 棟、中野通団地に 2 棟、緑ケ丘団地に 3 棟の計 6 棟 (44 戸) が整備されています。

高齢者世帯向け公営住宅の整備状況と今後の見込みは、次のとおりです。

【高齢者世帯向け公営住宅の整備状況と第9期の実施見込み】

事業名		実績値			計画値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	
高齢者世帯向け公営住宅	施設数	44	44	44	44	44	44	

(8) 高齢者運転免許証自主返納支援事業

高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、運転に不安のある高齢者で運転免許証を自 主的に返納された方を対象に、タクシー利用券(100 円相当分 150 枚)を交付しています。

事業名		実績値			計画値		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者運転免許証自主 返納支援事業	利用人数	121	151	160	160	160	160

(9) 社会福祉法人が実施する利用者負担額軽減事業に対する助成

低所得で生計が困難な方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、利用者負担を軽減のために実施する利用者負担権限事業に対して助成することにより、低所得者の介護保険サービスの利用促進を図ります。

3

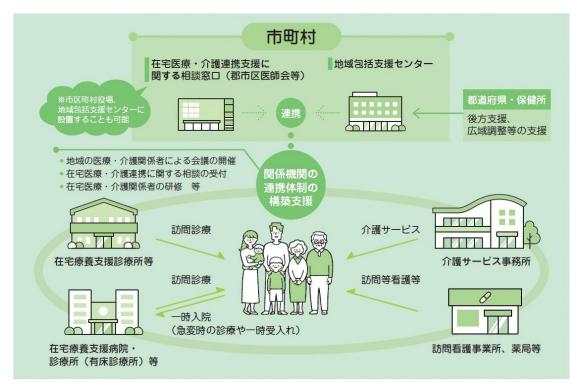
在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関連機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅療養・介護の提供を行うことが必要となります。

本市では、在宅医療・介護連携推進事業を平成27年8月から開始し、医療と介護の連携を進め、医療関係者と介護サービス従事者が、病状に関する情報や治療方針、介護方針を共有し、在宅療養を維持継続できることをめざしたカンファレンスを実施しています。しかし、自宅で療養をする上での必要な情報を医療機関と介護サービス事業者が共有できる仕組み、在宅療養に関する相談機能、医療と介護の連携などがまだまだ不十分な現状にあります。

病状に関する情報や治療方針・介護方針を共有し、連携して対応することは、在宅療養の維持継続に重要であり、これをより一層進めていく必要があります。また、連携を促進するために、介護サービス従事者と医療関係者が、お互いに理解を深め、協力していく必要があります。同時に、訪問看護師、介護支援専門員、ホームヘルパー等、在宅療養を支える人材を確保する必要があります。

定住自立圏の形成に関する協定に基づき、圏域の医療・介護のネットワークを構築し、今後も 住み慣れた地域において継続して生活できるように医療・介護サービスが切れ目なく提供できる 地域社会の実現をめざします。



在宅医療・介護連携のイメージ

資料:厚生労働省の資料より作成

(1) 在宅療養のための相談窓口機能の充実

在宅療養を希望する要介護者を支える多様な職種、施設、団体等のネットワークを、効果的 に機能させるために、令和3年(2021年)に函館市医師会への委託により「ほくと・ななえ医 療介護」を設置し、在宅療養に関するネットワークの構築を目指します。

(2) 医療・介護情報の共有

在宅療養を支える医療関係者と介護サービス従事者の双方が、地域の介護サービス、医療機関情報等を共有できるようにします。

また、在宅療養をする要介護者の医療・介護情報を記載した「医療・介護連携サマリー」の 関係機関との共有や、関係団体による会議を開催する等、情報共有の促進に向けて取り組んで いきます。

(3) 在宅療養者向けの医療・介護サービス等の充実

地域の医療機関と介護サービス事業者には、それぞれの役割に応じた、在宅療養への様々な 連携が求められています。中でも、在宅療養をする要介護者の状態の急変時に必要な緊急一時 入院病床の確保は重要です。

短期入所療養介護(ショートステイ)は、介護家族等の事情により在宅療養生活を一時中断する必要が生じた場合等に備え充実が求められおり、短期入所療養介護のサービス量の十分な確保に努めます。

医療、介護、予防、住まい、生活支援それぞれのサービスが連携した高齢者を支援する地域 包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターには、医療分野との連携強化が求められています。このため、要介護高齢者が、入院、退院、在宅復帰後の日常生活を通じ、医療、介護、生活支援サービスが切れ目なく提供できるよう、引き続き、関係機関や介護支援専門員との連携体制づくりを進めます。

(4) 地域医療体制の整備

本市内各医療機関の協力のもと、住民が安心して診療が受けられるよう、日曜、祝祭日、年 末年始における当番制による休日診療を行っています。

今後も在宅医療介護の基盤づくりとして地域医療体制の充実は必要であると考えられるため、市内の多職種が連携しやすい共通した仕組みづくりに取り組みながら、引き続きカンファレンス等を通じて在宅医療介護の基盤づくりを進めていきます。

			実績値			計画値			
事業名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
休日診療実施医療 機関	医療機関数 (機関)	20	18	17	17	17	17		

[※]令和5年度(2023年度)は見込値です。

4

権利擁護の推進

(1)権利擁護の普及・啓発

今後、さらなる高齢化や認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の権利擁護に向けた取 組は一層重要なものとなります。

今後も権利擁護研修会や出前講座等を通じて権利擁護の周知・啓発を図るとともに、認知症 高齢者等の判断能力が不十分な高齢者が自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業等 の利用促進を図っていきます。また、権利擁護と介護保険サービス等の利用による生活支援を 組み合わせることの有効性についても周知を図っていきます。

(2) 成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の利用促進

成年後見制度の周知は、おおむね図られつつある一方、成年後見制度利用支援事業の利用は 増加していないことから、利用者並びに後見人にとって、より利用しやすい事業となるように していく必要があります。

今後は、市民後見人に対するフォローアップと養成を継続するとともに、市民後見人に対するサポート体制を強化していきます。

また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知の方法を工夫することにより、成年後見制度に対する地域住民の理解を深め、ひいては成年後見制度利用支援事業の利用促進につなげていきます。

(3)高齢者虐待防止の推進

本市では地域包括支援センターを虐待対応機関と位置付け、総合相談や地域からの情報提供 に対して迅速に対応することにより高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応に努めています。

また、個別のケース会議を適宜開催し、高齢者虐待の疑いのあるケースについて客観的判断と情報共有を図っています。

今後も地域包括支援センターによる取組を推進するとともに、介護保険施設や医療機関等関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・早期対応につなげていきます。また、施設内における虐待を防止するため、研修会の開催等に取り組んでいきます。

(4)消費者被害の防止

高齢者を狙う特殊詐欺は巧妙化・複雑化しており、全国的にも消費者被害に遭う高齢者が後 を絶ちません。

今後も、日常的に行う啓発活動を通して特殊詐欺全般に対する住民の危機意識の醸成を図るとともに、住民に対し、新たな詐欺手口を迅速かつ正確に周知するため、警察等関係機関との連携を強化していきます。

また、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの相談窓口としての機能や役割についてさらなる周知を図り、早い段階での通報や相談を促していきます。

① 消費生活相談

消費者契約に関するトラブルなどについて、消費生活相談窓口を設置し、専門の相談員 が消費生活に関わる相談に対応しています。

② 特殊詐欺等被害防止対策機器導入費助成事業

電話による詐欺を未然に防ぐため、詐欺などの悪質な電話を予防・抑止する効果が期待できる電話機器等の購入費の一部を助成します。

5

災害・感染症対策に係る体制の整備

(1)業務継続計画(BCP)

令和6年度より事業所に義務付けられた業務継続計画(BCP)について、新規事業者等が 確実に策定するよう周知を行うとともに、市内事業所全体に向けて必須となる研修及び訓練等 の周知をすすめます。

また、各事業所のBCPが時代に合った実効性のあるものとなるよう、事業所によるBCP 点検・改定に向けた支援についても、国の動向等を見ながら必要性を検討します。

(2) 指定福祉避難所

市内の社会福祉施設などの協力のもと、福祉避難所の開設や移送などに関する協定を締結 し、災害時における要配慮者の避難支援体制を整備します。

基本目標3 ぬくもりのあるまち

1

地域包括ケア体制の充実

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康維持や生活の安定、介護予防、保健・福祉・ 医療の向上、権利擁護など、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取 組を実践していくことを主な業務としています。地域包括支援センターには、保健師、社会福 祉士、主任介護支援専門員等の3職種を設置し、各職種が協働して支援を行っています。

高齢者の増加が予想されることから、今後は新たな地域包括支援センターの開設も検討して まいります。

地域包括支援センターのイメージ 総合相談支援業務 多面的(制度横断的)支 住民の各種相談を幅広く受け付け 援の展開 て、制度横断的な支援を実施 行政機関、保健所、医療 機関、児童相談所など 必要なサービスにつなぐ 権利擁護業務 介護サービス ボランティア ヘルスサービス 成年後見制度 成年後見制度の活用促進 社会福祉士等 地域權利擁護 民生委員 高齢者虐待への対応など 医療サービス 虐待防止 介護相総員 包括的・継続的ケアマ 主任ケアマネジャー 保健師等 ネジメント支援業務 等 介護予防 チームアプローチ 「地域ケア会議」等を通じ ケアマネジメント業務 た自立支援型ケアマネジメ ントの支援 二次予防事業対象者(旧特定高 ケアマネジャーへの日常的 齢者)に対する介護予防ケアブ 介護予防支援 個別指導·相談 ランの作成など 支援困難事例等への指導・ :包括的支援事業(地域支援事業の一部) 要支援者に対するケアプラン作成 助言 ■:介護予防支援(保険給付の対象) ※ケアマネ事業所への委託が可能!

出典:厚生労働省

地域包括支援センターの設置状況

施設名	所在地	実施主体
北斗市地域包括支援センターかけはし	中野通	北斗市社会福祉協議会

① 介護予防ケアマネジメント事業

介護支援専門員による訪問対象者や各予防教室等に参加されている方の中で、要支援状態に 近い方を把握し、介護予防事業の参加や福祉サービス等の利用につなげ、要介護へ移行しない ような取組を行っています。 今後も高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするために、本人ので きることはできる限り自分で行うことを基本にしつつ、介護予防ケアマネジメント事業を実施 し、要介護状態の悪化防止と軽減を図っていきます。

② 総合相談支援事業・権利擁護事業

高齢者が抱える生活上の様々な悩み・問題に対して、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関や制度につなげる等の支援を行っています。

訪問活動を通じて、総合相談窓口として地域包括支援センターが高齢者に認知されてきており、介護認定申請に係る相談を中心として、高齢者を取り巻くあらゆる相談に対応しています。

今後も積極的に訪問活動を取り入れることにより高齢者にとってさらに身近な相談窓口としての役割を果たしていくとともに、今後多様化が予測される相談内容に適切に対応するため、社会福祉協議会等関係機関との連携強化をこれまで以上に進めていきます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者一人ひとりの状態変化に対応した包括的・継続的ケアマネジメント事業を実現するために、主治医、介護支援専門員、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など地域において多職種協働による連携を進めています。

多職種による連携では研修会を開催し、連携に係る知識・技術習得のほか、顔の見える関係 づくりを行っています。また、介護支援専門員支援では、ケースの個別支援、資質向上のため 研修会を実施しています。

今後も多職種連携の研修会を開催や情報共有を進めていくとともに、困難ケースの支援、ケアプランの作成支援など、専門的な見地から個別対応を行っていきます。

(2) 在宅介護支援センターの設置

在宅介護支援センター清華園

美ヶ丘在宅介護支援センター

本市では、地域の総合相談窓口として在宅介護支援センターを設置しています。

地域包括支援センターの協力機関として、地域における介護保険の給付対象及び対象外による保健福祉の相談・支援体制を確保するために、引き続き設置します。

施設名	所在地	実施主体
在宅介護支援センターかみいそ	追分	医療法人やわらぎ会
在宅介護支援センターはまなすの里	野崎	社会福祉法人上磯はまなす

添山

向野

社会福祉法人民生博愛会

社会福祉法人函館緑花会

在宅介護支援センターの設置状況

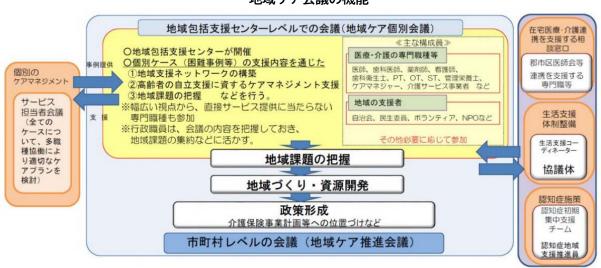
事業名		実績値			計画値			
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
在宅介護支援センター設置状況	基幹型 (施設)	0	0	0	0	0	0	
	地域型 (施設)	4	4	4	4	4	4	

※令和5年度(2023年度)は見込値です。

(3)地域ケア会議の推進

個別ケースの検討等を通じて地域課題を共有し、地域や多職種との連携、地域での資源開発やネットワークづくりを進めるため、地域住民、民生・児童委員、健康づくり推進員、医療関係者、介護サービス事業所等の参加により、地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を開催しています。

今後も地域ケア会議を定期的に開催し、地域課題の解決に向けた政策形成等に向けた取組を 進めていきます。



地域ケア会議の機能

出典:厚生労働省

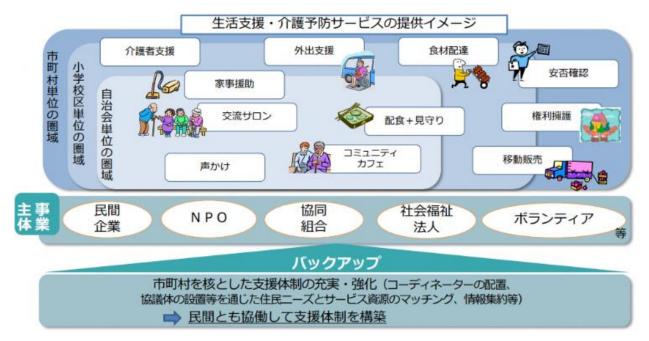
(4)生活支援サービスの体制整備

単身高齢者世帯が増加し、かつ生活支援を必要としている高齢者が増加する中、ボランティア、NPO、民間企業など多様な主体による生活支援サービスの充実が求められてきます。また高齢者自身がそのような活動に参加することによって社会参加、社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながります。

本市では、生活支援サービスの充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を平成29年4月から配置し、高齢者の生活支援ニーズや地域の社会資源の把握に努めてきました。

今後も高齢者が尊厳を保ちながら安心して生活を送ることができるよう、介護保険サービス をはじめ、各種生活支援サービスや新たな住民主体サービス等を重層的に提供できるよう体制 整備に努めます。

生活支援サービス体制整備のイメージ



出典:厚生労働省

2

認知症施策の推進

認知症高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、周囲の理解を求めるとともに、認知症高齢者を支える家族も含めたケアの確立をめざします。

併せて、認知症高齢者を地域で早期に発見し、早期の治療やケアを提供できる体制の整備を図ります。

(1) 認知症に対する啓発活動

地域で暮らす人々が認知症について理解し、認知症に対する正しい理解を図るため、これまで広報・啓発活動として認知症サポーター養成講座や認知症市民セミナーを開催したほか、介護予防教室にも認知症予防を目的とした脳活性化プログラム等の活動を取り入れてきました。 今後もこれらの活動を積極的に継続し、認知症の普及・啓発を進めていきます。

(2) 認知症ケア体制の強化

① 認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成を地域や職場で実施してきました。本市では認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトの養成講座を実施し、その養成を推進してきました。

今後もキャラバンメイト養成講座を継続していくとともにキャラバンメイトへのフォローアップを行い、認知症サポーターの養成活動ができる支援体制の構築をめざします。

② 認知症ケアパスの普及

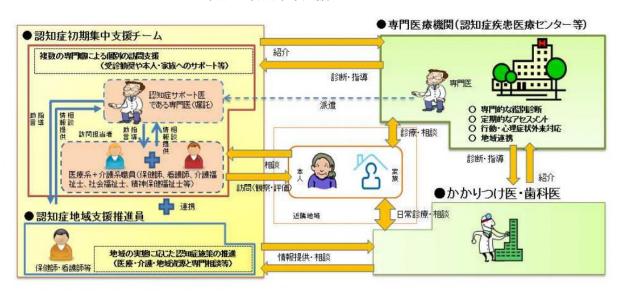
認知症ケアパスとは認知症の進行状況に合わせて受けられる様々なサービスや支援等の情報を分かりやすくまとめたものです。

今後、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療や 介護サービス及び福祉サービスの情報を体系的に整理し、住民へ情報提供を図っていくため、 広く住民に周知していきます。

③ 認知症初期集中支援チームの設置

認知症初期集中支援チームは、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

本市では平成29年10月に認知症初期集中支援チームを設置し、函館渡辺病院に認知症サポート医等を委託して専門職員との連携に努め、早期発見・早期対応に取り組んでいます。



認知症初期集中支援チームのイメージ

出典:厚生労働省

④ 認知症地域支援推進員の配置

今後、高齢化の進展に伴い認知症の増加が見込まれていますが、「認知症になっても、住み慣れた環境で暮らし続けることができる地域づくり」には、地域全体が認知症に対する関心を高め、正しく理解し支え合うことが大切です。

これらを実現するため、認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族の相談支援を行うとともに、身近な病気として認知症を理解していただく啓発活動及び医療機関等関係機関へのつなぎや連絡調整の支援を行います。

本市では平成29年10月に認知症地域支援推進員を配置し、病院受診が困難な方を医師と連携して受診につなげる支援や、医療機関との連携づくりに取り組んでいます。

(3) 認知症家族会への支援

本市では認知症家族会として、「ほくと市認知症の人と家族の会(ほくと市すみれの会)」が 組織されています。

認知症高齢者を介護する家族へ総合的な相談を行うとともに、家族介護者間の交流や相談、 学習会や情報提供などの活動を支援し、介護者の精神的負担の軽減を図っています。

現在介護中の方が介護者の会に参加し、経験者の話を聞くことで、負担軽減が図られ介護を 続けていくことができている事例もあり、介護者の会の存在は重要です。今後も介護者の会が 継続できるよう、会の運営に協力していきます。

(4)認知症バリアフリーの推進

移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを推進します。

(5) 若年性認知症への支援

若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、支援を行います。

(6) チームオレンジの整備

認知症の人や家族のニーズに合う具体的な活動に繋げる為、認知症サポーターを中心とした支援者で構成されるチームオレンジの構築を目指します。

(7) 高齢者見守り確認事業の実施

認知症等により行方不明になる可能性のある高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために地域及び自宅での見守り体制の充実を推進します。

① 認知症高齢者等見守り二次元コードシール活用事業

認知症高齢者等に関する情報を事前に登録し、保護された際に見守り二次元コードシールを 活用して早期に身元を特定するための連絡体制を整備します。

② 高齢者見守り確認機器購入費補助金助成事業

市内に居住する老高齢者と離れた場所で暮らす親族が、高齢者を安心して見守ることができるよう、見守り確認機器の購入費の一部を助成します。

3

地域支え合いの推進

(1)福祉意識の形成

① 福祉意識の啓発

少子高齢化や核家族化が進行する中、福祉活動の重要性が拡大する一方、住民の福祉に関する 意識や知識、技術は、まだまだ十分とはいえません。

地域全体で支え合うまちづくりをめざし、各団体や民間事業所等に働きかけ、事業実施を要請しながら体制づくりを進めます。

② 福祉教育の推進

市内の小中・高校や幼稚園、保育所では、福祉施設への訪問や地域の高齢者との交流など、 様々な活動を通じて福祉教育を推進しています。また、社会人講師など高齢者の学校教育への 参画も進んでいます。

今後も、高齢者の豊かな経験や学習成果を学校教育へ反映するため、高齢者の社会参加を積極的に促進するとともに、課外活動の時間や「総合的な学習の時間」などを通じて、体験型の福祉教育を一層推進していきます。

また、福祉施設での体験は生徒たちにとって将来に役立つものであり、ボランティアサポートを今後も継続していきます。

(2) 住民参加型の福祉社会の形成

① 地域活動組織の育成・支援

住民への啓発活動を展開し、各種団体や町内会・自治会等の自治組織、企業等によるボランティア活動を促進するなど、地域ぐるみで福祉活動を推進します。

② ボランティア活動の活性化

本市では、市内の各ボランティア団体で構成される北斗市ボランティア連絡協議会により、 お互いの情報交換や交流事業、共同でボランティア活動等が行われています。

今後も、こうした活動がさらに活発になるよう、北斗市社会福祉協議会などと連携しながら 団体や個人への支援に努めるとともに、ボランティアを必要としている高齢者と事業者、団体 等とのマッチングの機会を創出していきます。

③ 地域での高齢者見守り体制の強化

本市では、1人暮らしの高齢者などが安心して暮らしていくために、地域住民の参加・協力により、見守り支援を行う「たすけあいチーム」が単位町内会・自治会ごとに組織されています。

今後もこれらの活動が継続、充実するために支援を行っていきます。

④ 北斗市社会福祉協議会への支援

北斗市社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な担い手と して、また、高齢者や障がい者などへのサービス提供機関として、各種事業を精力的に推進し ています。

今後も、円滑な活動支援のための補助金を支出し、連携を図っていきます。

(3)包括的な支援体制の整備

住民が直面している課題に対して、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」 受け止める機能をつくることが制度・分野ごとの『縦割り』を防ぐために必要であると考えられます。

また、地域における多様で複合的な課題については、福祉関係だけではなく、医療、保健、 雇用、産業、教育、権利擁護など多岐にわたる分野の連携が必要となる場面が出てくることが 想定されます。

そのため、分野を超えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等 を行う体制づくりが必要となります。

本市においても、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・ 高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑 化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加 支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制」を構築し、推進してい きます。